

# 1

## 都城市都市計画マスタープランについて

### 1.1.目的と役割

- (1)都市計画とは
- (2)都城市都市計画マスタープランとは
- (3)目的
- (4)役割

### 1.2.位置づけ

### 1.3.対象範囲と目標年次

- (1)対象範囲
- (2)用語の定義
- (3)検討の範囲
- (4)目標年次
- (5)計画の構成

### 1.4.計画の改訂

- (1)当初計画から中間見直しまでの施策の進捗状況
- (2)計画の達成状況の点検
- (3)改訂の視点
- (4)改訂方針

# 第1章 都城市都市計画マスタープランについて

## 1.1.目的と役割

### （1）都市計画とは

都市は人々の生活の場であり、商業や工業など様々な活動が営まれ、多様な人々が集い、交わり、にぎわう場です。都市には、このような生活や産業、観光などの多様な活動が安全で快適に、かつ魅力や活力のある活動として営まれることが求められます。

このように、都市空間の形成に向けての場と仕組みづくりが、都市計画です。

#### 都市計画法

（都市計画の基本理念）

**第二条** 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

### （2）都城市都市計画マスタープランとは

都城市都市計画マスタープラン（以下「計画」）は、「都市計画」を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら長期的な視点に立ち、まちの将来像を実現するための方針を総合的かつ一体的に定めるものです。

#### 都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

**第十八条の二** 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

### （3）目的

都市計画では、本市の産業経済を発展させる産業活動と市民が健康で豊かな生活を営むための市民活動を支えることが求められます。それを実現するために、それぞれの活動が調和と連環を保ちつつ、まちに必要な都市機能を配置、整備することが重要です。よって、本計画は市民と行政が協働<sup>\*1</sup>しながら、本市のあるべき姿を考え、その実現に向けてまちづくりを進めていくための指針となることを目的として策定します。

※1 「協働」：地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、お互いの不足を補い合い、ともに協力すること。

## (4) 役割

### ①長期的視点に立ったまちの将来像を示します。

本市のまちづくりについて長期的な視点から進むべき方向を示し、今後本市が定める都市計画は、本計画に沿って進めていきます。

### ②本計画に沿って、都市計画の施策を実施していきます。

本計画に沿って土地利用の誘導や道路、公園、河川、下水道など具体的な都市計画の施策・事業を進めていきます。

また、法的に規制される都市計画を時代の変化に対応できるものにし、かつ地域の実情に応じたものにしていきます。

### ③市民と行政との協働によるまちづくりの取組の指針となります。

本計画に記載された方針を「絵に描いた餅」に終わらせないために、具体的な取組を実践することが大切です。

そのために本計画は、市民と行政が協働によって都市計画に基づいたまちづくりについて取り組む上での重要な役割を担います。



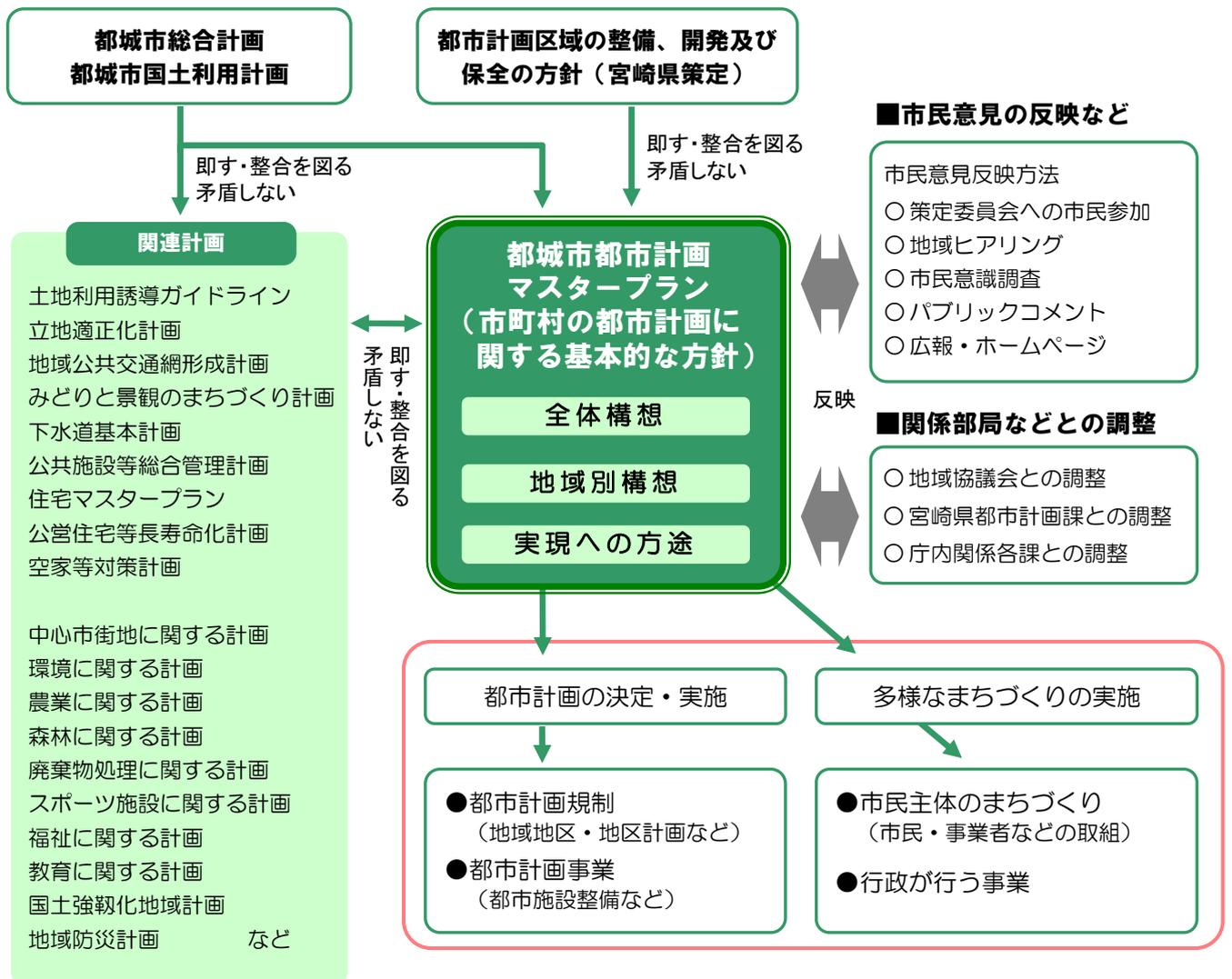
## 1.2.位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市が定める「都城市総合計画」、「都城市国土利用計画」を上位計画とし、その都市計画に関する事項について、本市の各種関連計画とも整合を保ちながら定めます。

また、宮崎県が定める「北諸県圏域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にも即しながら<sup>※1</sup>定め、都市計画の広域的な一体性を確保します。

したがって本計画は、多様なまちづくりの実施とそれに伴う都市空間の形成（土地利用や施設配置、道路・下水道・公園など都市施設の整備方針）に関わる内容を取りまとめたものです。

※1 「即する」:互いに補完しながら、矛盾しないことをいう。



▲都城市都市計画マスタープランと他計画、意見の反映、まちづくりとの関係

## 1.3.対象範囲と目標年次

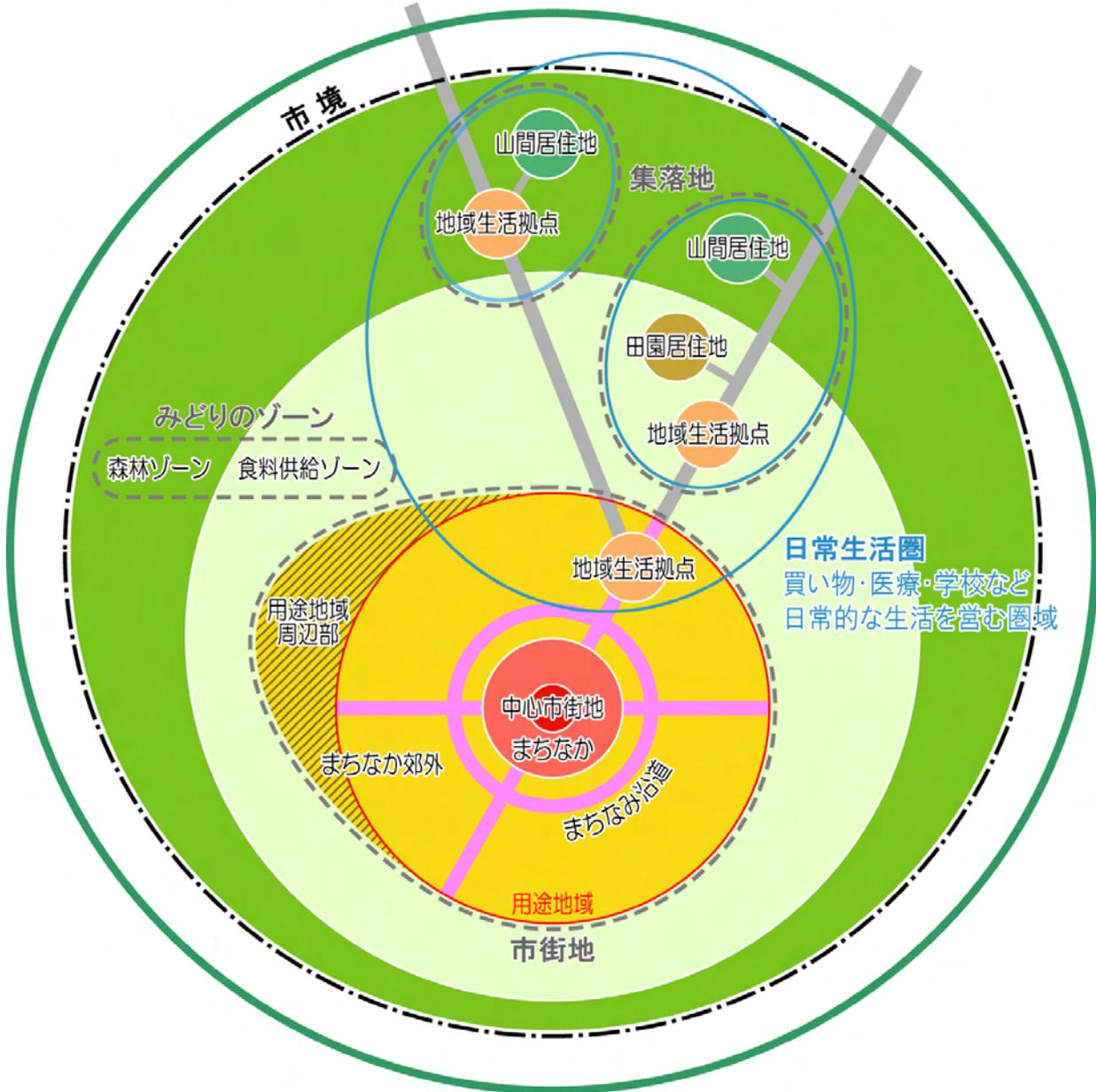
### (1) 対象範囲

都市計画を定める範囲は都市計画区域となりますが、市の取組としては、広域的な視点を持ちながら都市計画の手法以外の様々な分野の取組と連携して、市域全体のまちづくりを進めていくことが重要であるため、本計画は市全域を対象範囲とします。

### (2) 用語の定義

- まちとは・・・・・・・・・・ 本計画では、むらの対義語として使うのではなく、ある程度の集団が生活を営む空間のことをいう。  
また、暮らしやすいまち、自然と共生するまちなど、空間がそのような状態になっていること。
- まちづくりとは・・・・・・ 身のまわりの生活の場に着眼して、その整備に行政や住民が取り組むこと。  
また、施設整備などのハードだけではなく、環境、歴史、文化、産業、観光、防災、防犯、福祉などソフトも含めた総合的な概念であり、一連の持続的な活動を行うこと。
- 協働とは・・・・・・・・・・ 地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力すること。
- 活性化とは・・・・・・・・・・ まちにおける様々な活動が、お互いに同じ目的を持って良い方向に進み、にぎわいや交流など活力のある状態になること。
- ゾーンとは・・・・・・・・・・ 目的を主眼にした一定の範囲
- エリアとは・・・・・・・・・・ 地理的なものや地区など集団化している一定の範囲

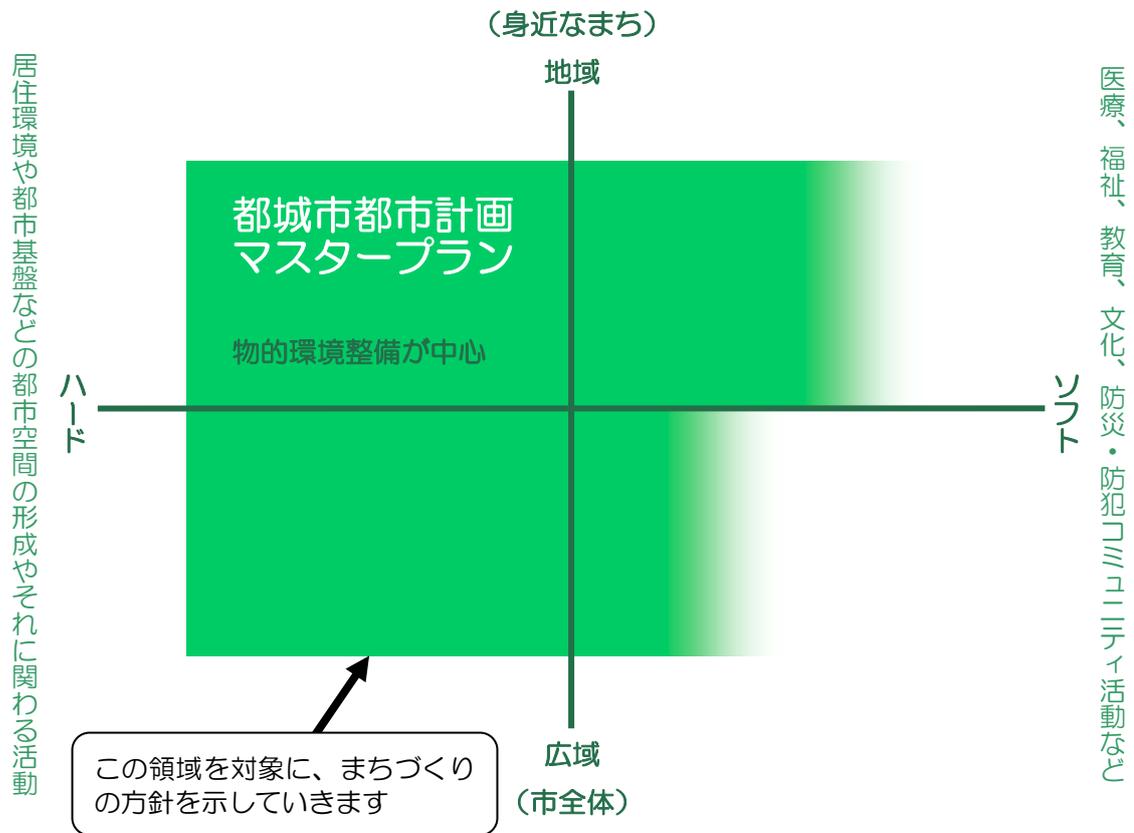
**都城圏** 都城が文化・経済的に一定の影響を持っている圏域



▲都城市の空間概念図

### (3) 検討の範囲

本計画は、都市空間の形成を中心として、まちづくりの方向性を示します。



▲都城市都市計画マスタープランにおける検討の範囲

### (4) 目標年次

#### ①概ね 20 年後を目標とします。

本計画は、策定時から概ね 20 年後の令和 10 年（2028 年）を目標年次とします。

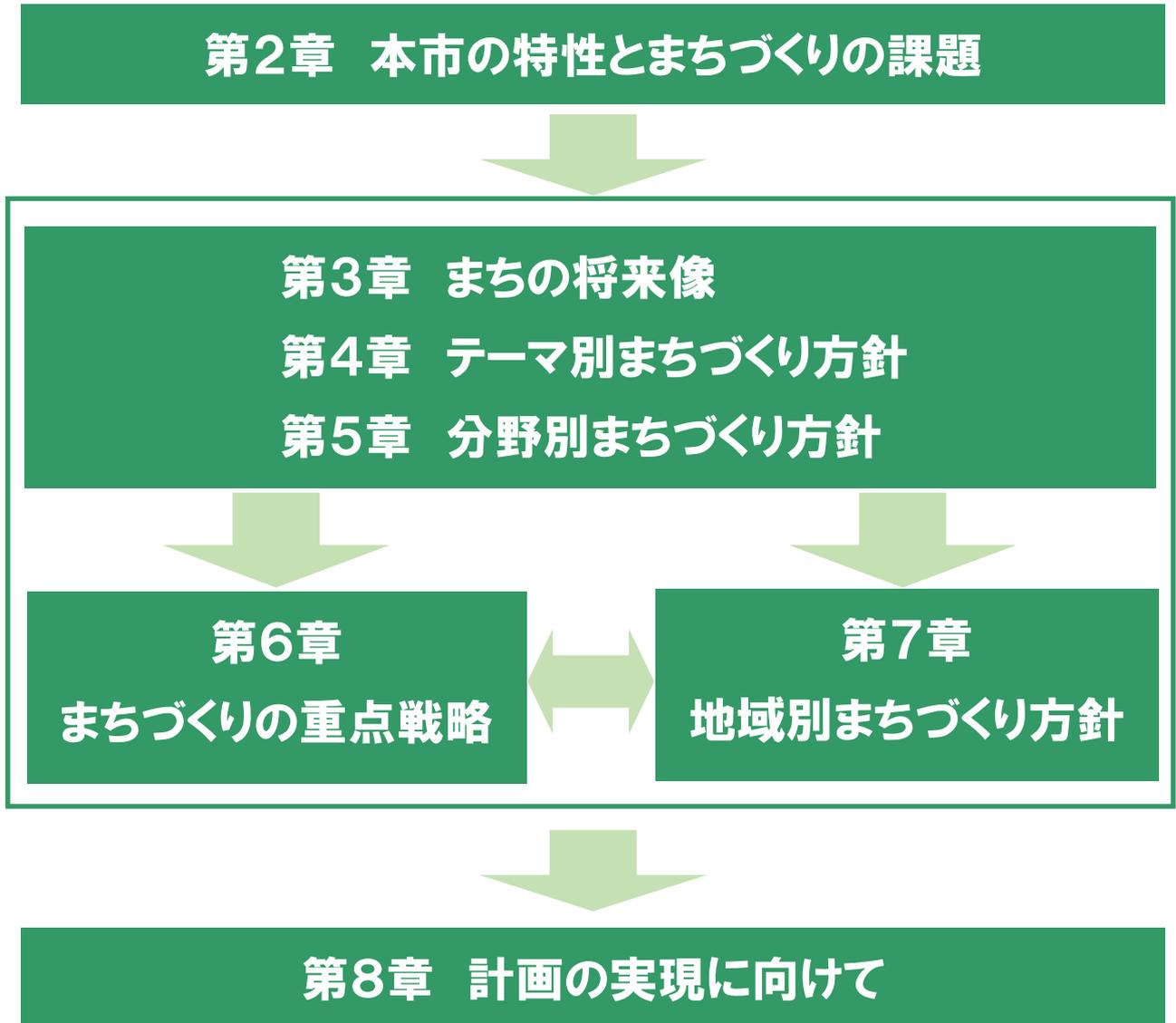
#### ②必要に応じて見直しを図ります。

本計画は、社会・経済情勢や市民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応するため、必要に応じて見直しを図ります。

なお、平成 31 年（2019 年）～令和 3 年（2021 年）に中間見直しを行いました。これは、当初の都市計画マスタープラン策定後に、上位計画である都城市総合計画が改訂されるとともに、国や県などの新たな施策・方針が変更されるなど状況が変化してきたことから、中間見直しを行ったものです。

## （５）計画の構成

都城市都市計画マスタープランは、「第２章 本市の特性とまちづくりの課題」を踏まえ、市全体の構想としての「第３章 まちの将来像」、「第４章 テーマ別まちづくり方針」、「第５章 分野別まちづくり方針」、５章までを踏まえた「まちづくりの重点戦略」、市内を６地域に区分し、それぞれの地域特性を踏まえた「第７章 地域別まちづくり方針」、さらに、今後のまちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示す「第８章 計画の実現に向けて」の構成とします。



## 1.4 計画の改訂

### (1) 当初計画から中間見直しまでの施策の進捗状況

本計画は、「都市計画」を効果的・効率的に進めるため、市民の意見を反映させながら長期的な視点に立ち、まちの将来像を実現するための方針を総合的かつ一体的に定めたもので、平成21年（2009年）策定しました。

この計画に基づき、令和2年（2020年）までの約11年間に次のような主な施策に取り組んできました。なお、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、公共施設等総合管理計画、空家等対策計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、国土強靱化地域計画は、国の新たな施策・方針に基づいて策定した計画です。

#### 1) 当初計画策定後の主な計画

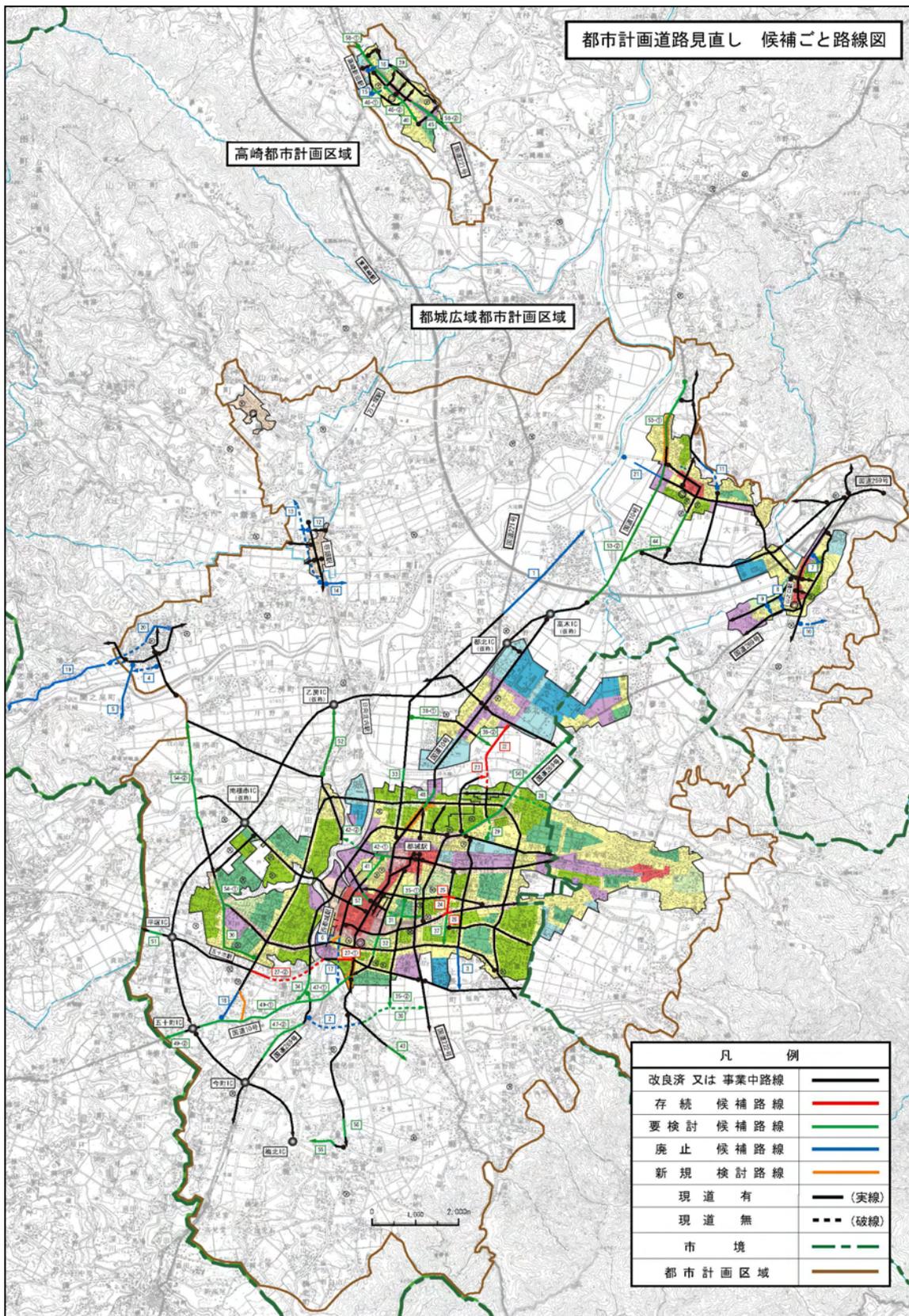
当初計画策定後の主な計画

年月	計画、事業等	目的、内容	所管課
平成21年11月	都市計画マスタープラン	今後予想される人口減少・高齢化社会など時代の流れに対応できるまちづくりを実現するために策定	都市計画課
平成24年3月	都市計画道路見直し方針	都市計画道路の廃止を含めた見直し	都市計画課
平成25年8月	土地利用誘導ガイドライン	土地利用誘導・規制の具体策展開	都市計画課
平成25年9月	みどりと景観のまちづくり計画	みどりと景観に係る魅力の維持・保全・創出	都市計画課
平成27年度～平成31年1月	立地適正化計画	居住、都市機能の誘導区域を設定	都市計画課
平成29年3月	地域公共交通網形成計画	「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のネットワークを担う、持続可能な地域公共交通網の形成	総合政策課
平成29年3月	公共施設等総合管理計画	施設の集約化や複合化等により施設総量の縮減に取り組む	管財課
平成29年4月	空家等対策計画	空き家等の問題に総合的に対応するため、対応策の方向性を明示	建築対策課
平成30年3月	第2次都城市総合計画	市の最上位の計画	総合政策課
平成30年9月	第2次スポーツ施設整備ビジョン	「スポーツランドみやざき」との連携、スポーツ拠点の整備	国民スポーツ大会準備室
令和2年4月	第3次都城広域定住自立圏共生ビジョン	都城市、三股町、曾於市及び志布志市を圏域とした圏域全体の活性化を図るもの	総合政策課
令和2年4月	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少の抑制対策と人口減少社会に対応したまちづくりを推進するために策定	総合政策課
令和2年6月	国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、強靱な地域づくりを計画的に推進	危機管理課

①本計画に基づく計画等

＜都市計画道路見直し方針（平成 24 年（2012 年）3 月）、  
都市計画道路の変更及び一部廃止＞

平成 24 年（2012 年）3 月に都市計画道路見直し方針を策定し、平成 25 年（2013 年）から平成 27 年（2015 年）3 月にかけて、都市計画の一部廃止も含め、対象 51 路線の長期未着手路線の見直しを行いました。



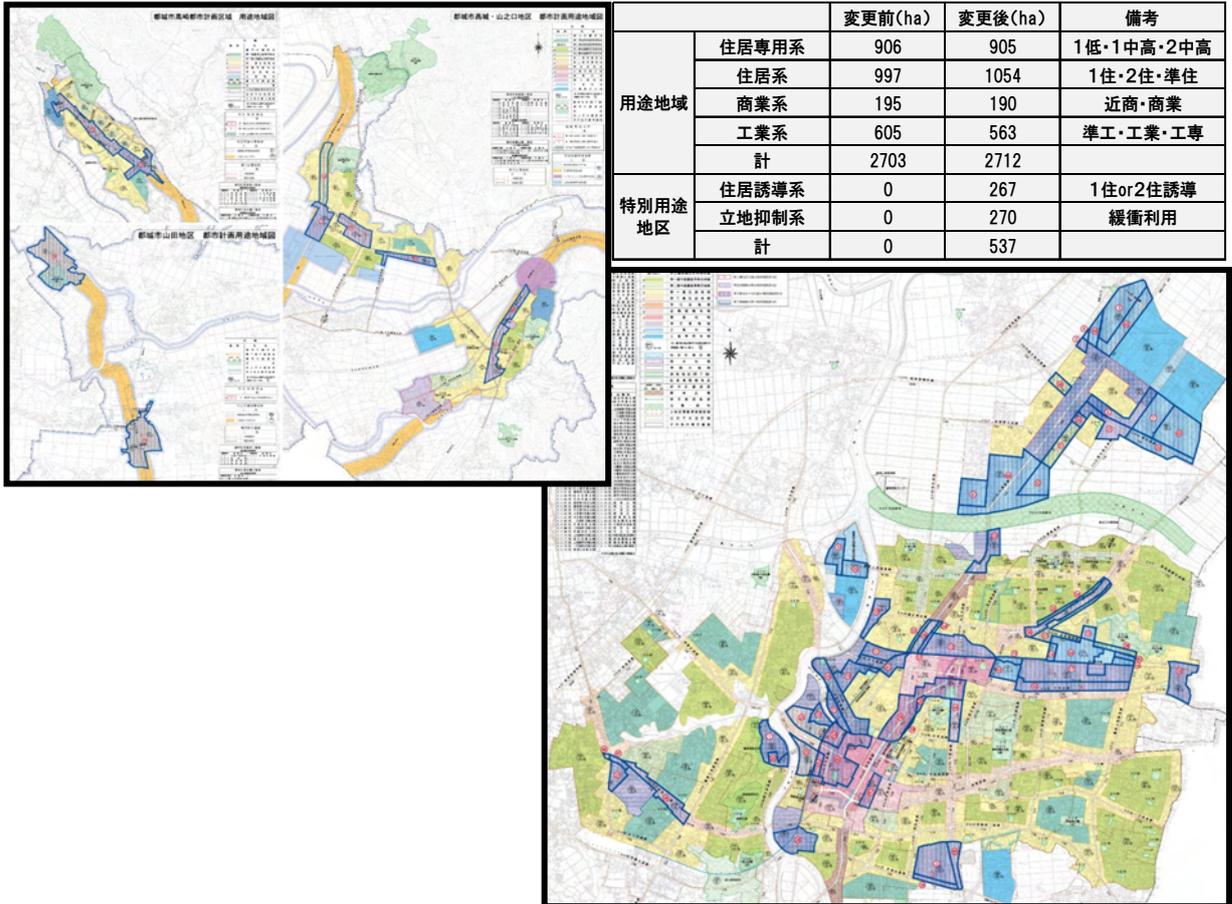
＜土地利用誘導ガイドライン（平成 25 年（2013 年）8 月）、  
用途地域の見直し、特別用途地区・特定用途制限地域の設定＞

平成 25 年（2013 年）8 月に土地利用誘導ガイドラインを策定し、平成 26 年（2014 年）から平成 30 年（2018 年）3 月にかけて、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、建築制限条例の見直しを行いました。

○用途地域の変更、特別用途地区の設定

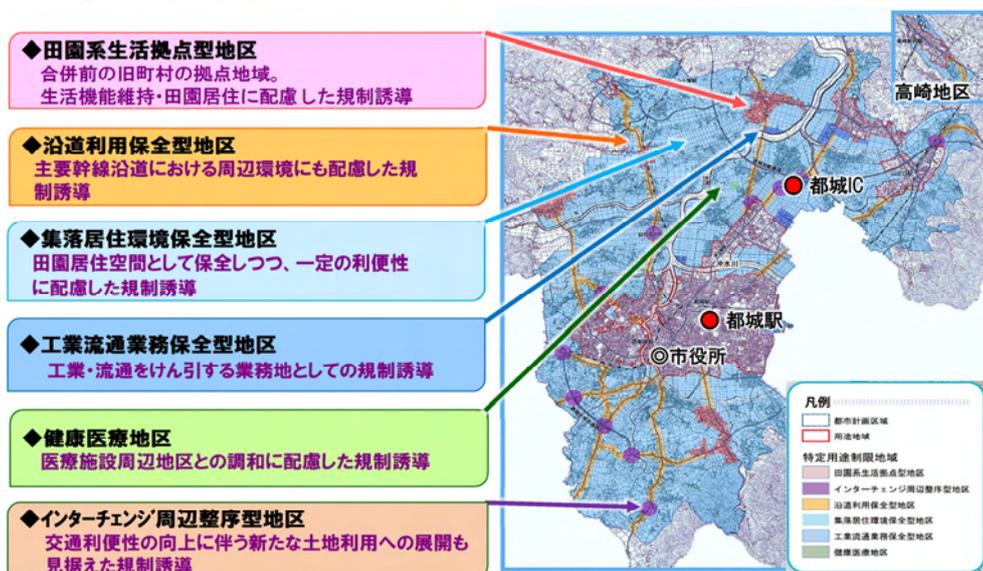
（平成 26 年度（2014 年度）～平成 29 年度（2017 年度））

住みやすさの向上と、都市的機能のまちなか誘導のため、適正な用途地域に変更



○特定用途制限地域の設定（平成 27 年（2015 年）4 月）

郊外化の抑制、まちなかへの重点的誘導のために、周辺部の開発を規制



＜都城市みどりと景観のまちづくり計画（平成 25 年 9 月）、みどりと景観のまちづくり条例＞

平成 25 年（2013 年）9 月にみどりと景観のまちづくり計画を策定し、平成 26 年（2014 年）4 月にみどりと景観のまちづくり条例（景観法による建築物や開発行為等の規制条例）を施行しました。

○行為の制限に関する景の考え方

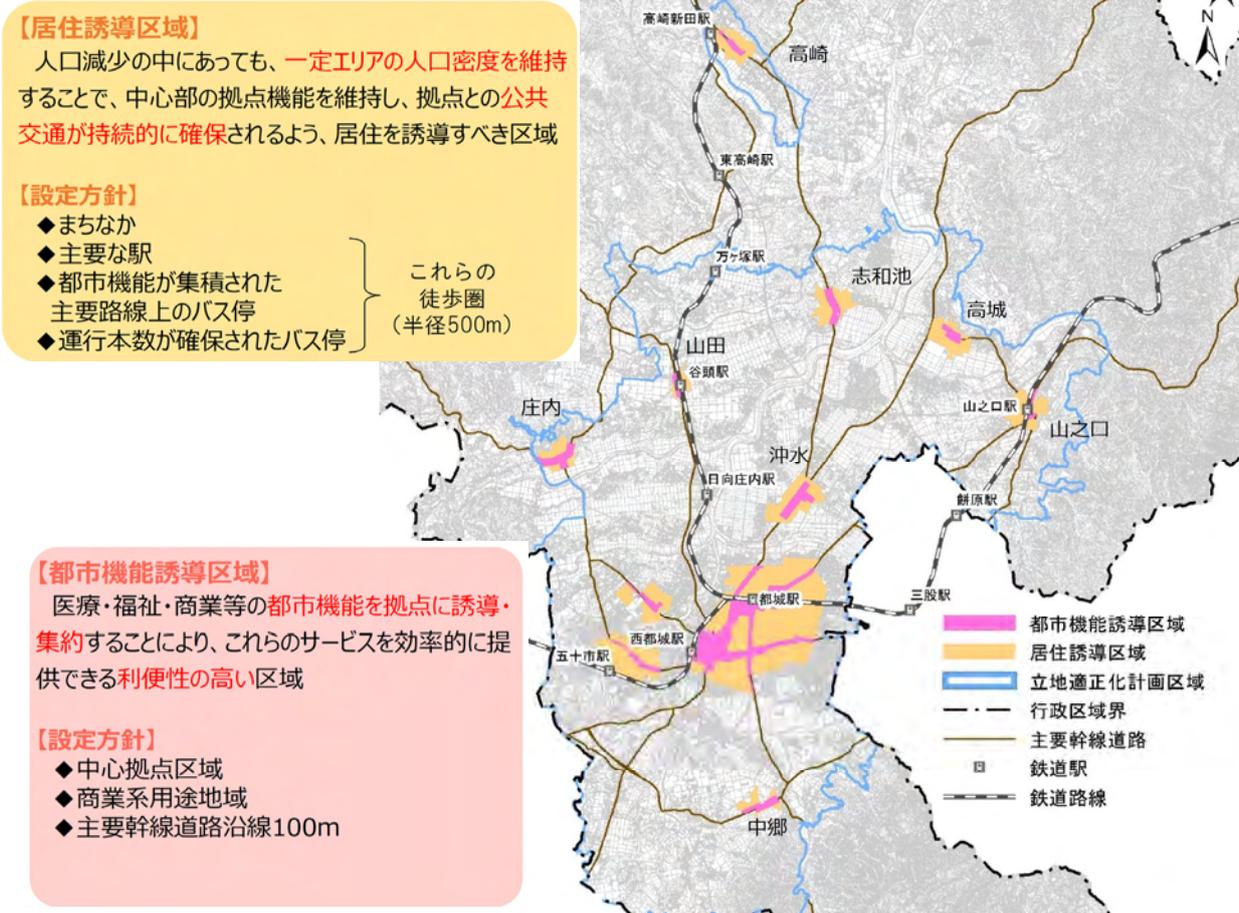
地区区分	範囲	考え方
市街地区域	旧都城市の用途地域	市街地の緑と景観
自然・田園区域	それ以外の区域	山間部及び田園風景が広がる農村部の緑と景観



- 建築物、工作物、開発行為等の届出を義務化
- 区域別の景観形成基準を設定
  - ・ 建築物の高さ・位置、形態・意匠、素材、色彩、敷地の緑化等



○居住誘導区域・都市機能誘導区域



○都市機能誘導施設

都市機能誘導施設		拠点		
		中心拠点	市街地系生活拠点	田園系生活拠点
商業機能	生鮮三品取扱店（スーパーマーケット等）	○	○	○
医療機能	保健センター	○	—	—
	病院・診療所	○	○	○
児童福祉施設	子育て世代活動支援センター	○	—	—
文化施設	図書館	○	—	—

○誘導するために講じる施策

誘導区域	方針
都市機能誘導区域	○中心市街地活性化 ○定住を誘導し、住み続けることのできる生活サービスの維持・向上 ○都市機能誘導区域へアクセスしやすい交通手段の確保
居住誘導区域	○都市機能の集積に伴う住環境の向上 ○空き家の利活用による移住・定住の促進 ○都市の集約化を見据えた適切な土地利用規制の実施 ○他分野における各種施策との連携

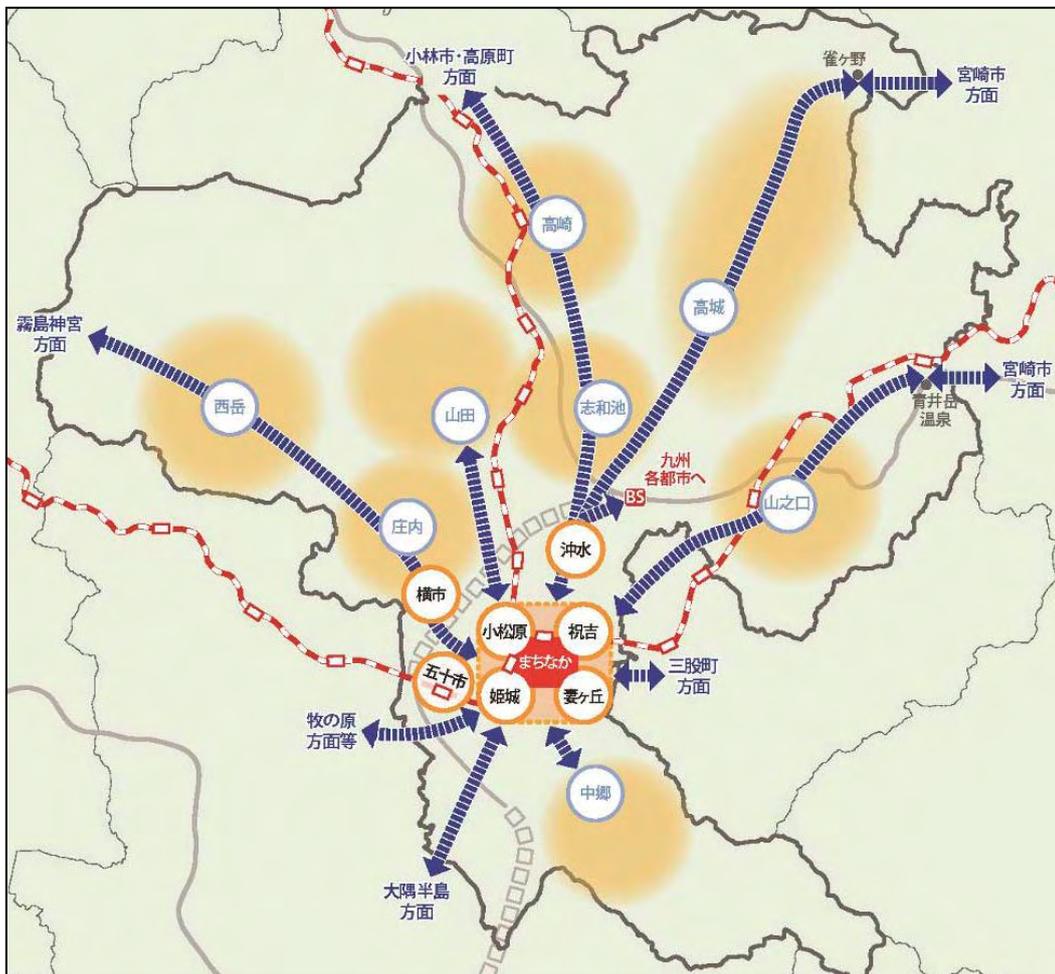
<都城市地域公共交通網形成計画（平成 29 年（2017 年）3 月）>

○計画期間：平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）

○基本方針

基本方針	内容
I	都市構造の基軸となる公共交通ネットワークの転換
II	市民の暮らしを支える支線交通の充実
III	利用しやすい交通結節点・地域拠点等の充実
IV	わかりやすい情報発信・広報の充実
V	多様な関係者との連携・利用促進の展開

将来都市構造における公共交通網のあり方（概念）



《公共交通ネットワーク》

- ▬ : 広域幹線交通〔鉄道〕
 ▬▬▬▬ : 幹線交通
- BS : 広域幹線交通〔高速バス乗り場〕
 ● : 支線交通

《拠点形成（概ね 20 年後の将来像）》

- : 中心市街地・・・本市の中核を担う都市機能が集積
- : 地域生活拠点（市街地系）・・・周辺の一般市街地の生活を支える日常生活サービスの拠点  
 （都市機能の集積度や人口密度などが比較的高い地区）
- : 地域生活拠点（田園系）・・・田園・山間の生活を支える日常生活サービスの拠点

＜都城市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月）＞

○目標期間：30 年間

○基本的な方針

方針	
目標値	建物系施設に係る維持管理費用を 30%以上縮減
目指すべき姿	公共施設等の安全・安心を確保する市民に必要なサービスを、適切かつ持続可能な形で提供する
全体方針	既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図り、公共施設を適正に持続する

○基本的な考え方

考え方	
内容の適正化	社会的要請の変化に対応し、適正な行政サービスを提供していくため、内容充実に取り組む。
管理の適正化	「事後保全」から「予防保全」への転換を図り、施設の安全性の確保や長寿命化、維持管理費用の縮減に取り組む。
総量の適正化	次世代に負担をかけないために、必要な機能は残しながら施設総量の縮減を図る。また、再配置に当たっては広い視点で取組を進める。
財政の適正化	特定の時期に施設の維持更新費用が集中しないよう、更新費用の平準化を図る。また、施設の売却や賃貸等も進め、資産が生み出す価値や収益にも着目した方策を推進する。

○具体的な手法

手法	具体策
機能に基づく適正配置	建物（ハード）と機能（ソフト・サービス）に切り分けて考える。
施設総量の縮減	○データに基づく施設評価   ○既存機能の存続   ○新築の制限 ○まちづくりとの整合       ○施設レベルに応じた検討 ○施設の複合化・多機能化   ○近隣自治体との連携
計画的な保全	○建物の長寿命化   ○維持管理費の縮減   ○適切な改修周期の設定 ○建築物の点検・診断等の実施       ○工事の優先順位の設定 ○耐震化の確保       ○維持管理費の平準化
財政の適正化	休止・廃止施設や未利用地は、貸付や売却を行う。そのほか、施設内の余剰スペースを利用するなどして財産の有効活用による歳入確保に努める。
民間活力の活用	公共性と収益性が共に高い施設は、民間資金・ノウハウ導入を、その他の施設は運営委託、民営化や売却・貸付を検討する。

## < 都城市空家等対策計画（平成 29 年（2017 年度）4 月） >

○目標年次：令和 3 年度（2021 年度）

○基本的な方針

方針	
基本理念	快適に暮らせる安心で安全な居住環境の実現
基本方針	1. 地域の安全と活性化を目指した空家等対策の推進 2. 官民協働による空き家等対策の推進

○目標達成のための施策展開

目標	視点	施策
目標 1 空家等の実態把握	視点 1 早期発見	施策 1) 早期発見・早期対応の仕組みづくり 施策 2) 問題解決のための支援や相談先の周知
	視点 2 腐食・破損状況等の把握	施策 1) 特定空家等に対する体制整備 施策 2) データベースによる一元管理
目標 2 特定空家等の適正管理	視点 1 発生予防	施策 1) 市民意識の醸成と啓発 施策 2) 既存ストックの良質化 施策 3) 空家等に関する解体補助制度の創設
	視点 2 安全対策と措置	施策 1) 固定資産税特例非適用への対応 施策 2) 緊急措置 施策 3) 特定空家等に判定した後の措置
目標 3 空家等の有効活用	視点 1 移住・定住促進	施策 1) 空き家バンクの推進 施策 2) 移住定住促進に向けたリフォーム補助の推進
	視点 2 再生・他用途活用の促進	施策 1) 地域による活用の支援

## 2) 当初計画策定後の主な事業等

### 当初計画策定後の主な事業等

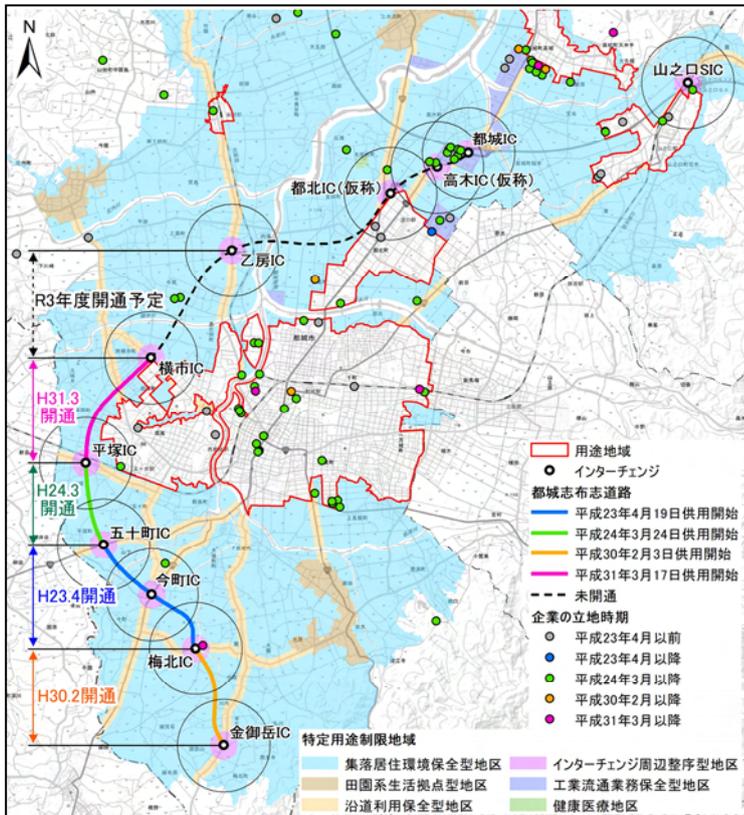
年 月	計画、事業等	目的、内容
平成 22 年度～ 令和 2 年度	鷹尾上長飯通線（郡元工区）整備	交通安全対策（通学路）、道路拡幅、防災道路
平成 23 年 4 月 平成 24 年 3 月	都城志布志道路 五十町 IC～梅北 IC 間開通 平塚 IC～五十町 IC 間開通	宮崎自動車道都城 IC から志布志港に至る地域高規格道路の整備
平成 24 年度～ 令和元年度	早水公園の整備	サブアリーナ及び弓道場等を整備
平成 25 年～ 平成 27 年 3 月	都市計画道路の変更及び一部廃止	重要路線の再評価、長期未着手路線の廃止・変更
平成 25 年度～ 平成 28 年 9 月	山之口スマートインターチェンジ※1 整備	宮崎自動車道山之口 SA にスマートインターチェンジを開設
平成 26 年 4 月	みどりと景観のまちづくり条例（景観法による建築物や開発行為等の規制条例）	みどりと景観のまちづくり計画に基づき施行
平成 26 年度～ 平成 30 年 3 月	用途地域の見直し 特別用途地区の設定 特定用途制限地域の設定	商工住用途の混在の解消（適正用途地域の指定） 商業施設等のまちなかへの重点誘導
平成 26 年度～ 平成 30 年度	中心市街地中核施設（Mallmall）整備	図書館や保健センター等による複合施設を整備
平成 26 年度～ 令和 2 年度	甲斐元通線（歌舞伎橋）の整備	道路拡幅、橋梁架替
平成 26 年度～ 令和 5 年度(予定)	鷹尾都原通線の整備	道路拡幅、歩道設置
平成 25 年度～ 令和元年度	母智丘通線整備	道路再整備
平成 30 年 2 月 平成 30 年 3 月 平成 31 年 3 月	都城志布志道路 梅北 IC～金御岳 IC 間開通 有明北 IC～有明東 IC 間開通 横市 IC～平塚 IC 間開通	宮崎自動車道都城 IC から志布志港に至る地域高規格道路の整備

※1 「スマートインターチェンジ」: 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

＜都城志布志道路＞

○都城志布志道路は、令和3年度（2021年度）には、全体の8割が整備完了予定

- ・整備により、多くの企業立地と雇用を創出。
- ・更なる整備により、企業立地が進み地域活性化が期待



▲都城志布志道路周辺の企業立地状況



( )内は県内の進出企業数

▲企業立地件数・新規雇用者数の推移

### ＜山之ロスマートインターチェンジ＞

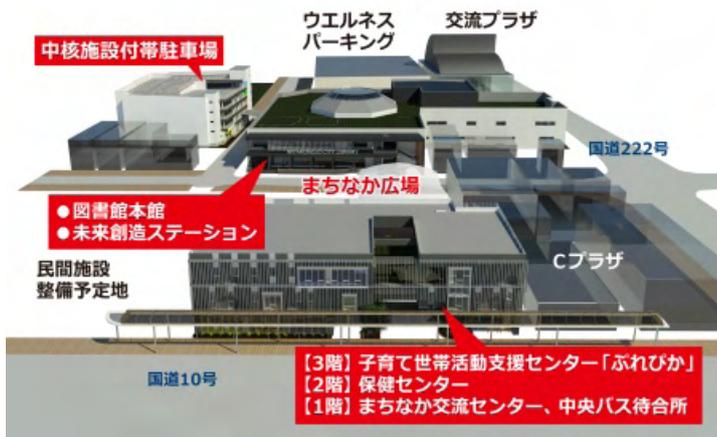
- 山之ロスマートICの開設（平成28年（2016年）開設）により、①日常生活の利便性の向上・広域就業への対応 ②圏域ポテンシャルを活かしたさらなる産業の振興 ③新たな観光の振興 ④救急搬送への対応による救急救命体制の向上 ⑤災害への対応等を図る



### ＜中心市街地＞

- 中心市街地中核施設「Mallmall」オープン（平成30年（2018年）4月）による中心市街地活性化

- ・整備による相乗効果として、中心市街地への新規出店数が増加  
 新規出店数／【増加傾向】H29：9件、H30：23件、R1：17件  
 空き店舗率／【減少傾向】H29.11月：29.75%、R2.3月：22.1%



### <山之口運動公園>

○令和9年（2027年）の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催に向けた山之口運動公園再整備

- ・山之口運動公園は、令和7年（2025年）に供用予定
- ・アクセス強化を図るため、周辺道路の見直しを検討



### <早水公園>

○都市公園及び防災活動拠点である早水公園内にサブアリーナ・弓道場等を整備（令和元年度（2019年度）整備完了）

- ・災害時には、サブアリーナは備蓄倉庫として、弓道場は救急医療拠点として活用
- ・既存施設の体育文化センターは現地災害対策室や避難所となる



## （２）計画の達成状況の点検

計画策定時に設定している成果指標の達成状況を見ると、定量的な成果指標では、9つの指標のうち5つが達成し、4つ（DID人口密度の維持、まちなか歩行者の増加、1日あたり平均バス乗降数、用途地域指定外区域における農地転用面積の減少）が未達成であり、定性的指標では、市民を対象としたふれあいアンケートによると、「住みやすい」指標は達成していますが、「住み続けたい」指標は達成していません。

 中間点検時に達成している指標  
 中間点検時に達成していない指標

### ◆定量的な成果指標

めざしたい姿	指標	策定時		中間			目標 (2028年)
		年次	値	年次	値	状況	
まちなかや用途地域内への居住が進む	DID人口密度の維持	H17	38.5人/ha	H27	37.8人/ha		
	まちなか人口比 <sup>※1</sup> の上昇	H17	10.3%	H27	10.1%		
	用途地域内人口比（用途地域内人口/都市計画区域内人口）の増加	H17	59%	H27	60.3%		
まちなかにぎわいが高まる	まちなかの空き店舗数 <sup>※2</sup> の減少	H19	75件	H30	68件 (H29:73件) (H28:68件)		
	まちなか歩行者の増加	H18	8,144人	H30	5,938人 (H29:3,382人) (H28:3,902人)		
	用途地域外における新規の大型小売店舗立地の抑制	H19	2件 (10年間)	H27	0件		
公共交通の利用者が増える	1日あたり平均バス乗客数 <sup>※3</sup>	H18	3,814人	H29	2,400人		
郊外の宅地開発が抑制されている	特定用途制限地域における建築確認申請数（総数）の減少	H17	577件	H30	459件		
	用途地域指定外区域における農地転用面積の減少	H17	43.2ha/年 (6カ年平均)	H30	72.4ha/年		

※1 「まちなか」に相当する上東町、上町、中原町、中町、八幡町、前田町、北原町、大王町、天神町、妻ヶ丘町、姫城町、宮丸町、小松原町、平江町、早鈴町、東町、松元町、栄町、牟田町、蔵原町と定義して集計。

※2 東中町通、中町6・7丁目、中央通り45番街、西中町通、銀座通、円頭庵通、東上町通、中央通3番街、中央通12番街、千日通、ときわ通における空き店舗数。

※3 都城運行センター管内の1日平均乗車数。

◆（参考）定性的な成果指標 ふれあいアンケートより

目指すべき姿	設定時（H19年度）		中間			目標値
			H29年度	H30年度		
	指標	合計値 （良い、 やや良い）	合計値 （良い、 やや良い）	合計値 （良い、 やや良い）	状況	
都城市は住みやすいまちである	住みやすいと答えた人	36%	39%	42%		
	住み続けたいと答えた人	74%	68%	68%		
	空気の清らかさ、におい	85.3%	86.3%	調査無し	—	
	静かさ	87.3%	86.9%			
	水の清らかさ	84.5%	89.1%			
	排水溝の整備	70.0%	69.3%			
	蚊・ハエの駆除	58.5%	53.4%			
	ごみの収集	88.1%	86.5%			
	教育施設	90.2%	84.1%			
	交通の安全性	71.6%	69.2%			
	生活道路の整備	73.3%	67.0%			
	買い物の便利さ	75.2%	71.3%			
	医療機関の便利さ	75.6%	76.5%			
	救急患者への対応	79.5%	78.8%			
	災害への備え	76.4%	73.4%			
	子どもの遊び場	60.0%	56.3%			
	公園・みどりの環境	68.7%	72.9%			
	余暇利用施設	58.4%	51.0%			
	地域活動施設	82.4%	77.1%			
	働く場	44.1%	46.3%			
福祉施設	69.3%	69.9%				
地域安全	81.8%	83.4%				

中間点検時に達成している指標  
 中間点検時に達成していない指標

### （ 3 ） 改訂の視点

平成 21 年（2009 年）に策定した本計画の改訂にあたっては、都市の現状や市民意向などとともに、国や県などの新たな施策・方針の変化や都城市の行政計画の最上位計画である「第 2 次都城市総合計画」、その他関連計画を踏まえる必要があります。

#### ①国・県などの施策・方針の変化

##### ○人口減少社会・超高齢社会への対応

（立地適正化計画）

都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となった「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設され、本市においても平成 31 年（2019 年）1 月に立地適正化計画を策定しました。

（地域公共交通網形成計画）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、公共交通ネットワークに関する計画として、地域公共交通網形成計画が策定できるようになり、本市においても平成 29 年（2017 年）3 月に公共交通網形成計画を策定しました。

##### ○地域活力の向上

（地方創生）

深刻な人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、本市においても平成 28 年（2016 年）3 月に第 1 期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、令和 2 年（2020 年）4 月に第 2 期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

（観光立国）

観光立国推進基本法の規定に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定されました。

##### ○大規模自然災害への対応

大規模な自然災害などに備えるため、防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くてしなやかな国づくりを進めるため「国土強靱化基本法」が制定され、本市においても令和 2 年（2020 年）6 月に都城市国土強靱化地域計画を策定しました。

##### ○公共投資への重点化

社会資本整備については、「社会資本整備計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的な取組を進めることが、国により基本方針として示されました。

## ○持続可能な社会の実現

(SDGs)

平成 13 年（2001 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年（2030 年）までの国際目標（SDGs）が示されました。日本としても積極的に取り組んでいます。

## ○超スマート社会の到来への対応

第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として Society 5.0 が提唱されました。これは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）であり、自動運転やロボット介護などがあります。

## ②「第 2 次都城市総合計画」の基本的な考え方

第 2 次都城市総合計画では、「市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ」を都市目標像として、「市民が主役のまち」「ゆたかな心が育つまち」「地の利を活かしたまち」「賑わいのあるまち」「緑あふれるまち」の 5 つの基本理念を掲げています。

基本的に第 1 次都城市総合計画を継承していますが、「地の利を活かしたまち」「賑わいのあるまち」は、第 1 次都城市総合計画で「活力あるまち」を見直し、南九州圏域の中心都市としての役割を明確にすることとしています。

### 【基本理念】

- 市民が主役のまち
- ゆたかな心が育つまち
- 地の利を活かしたまち
- 賑わいのあるまち
- 緑あふれるまち

### 【都市目標像】

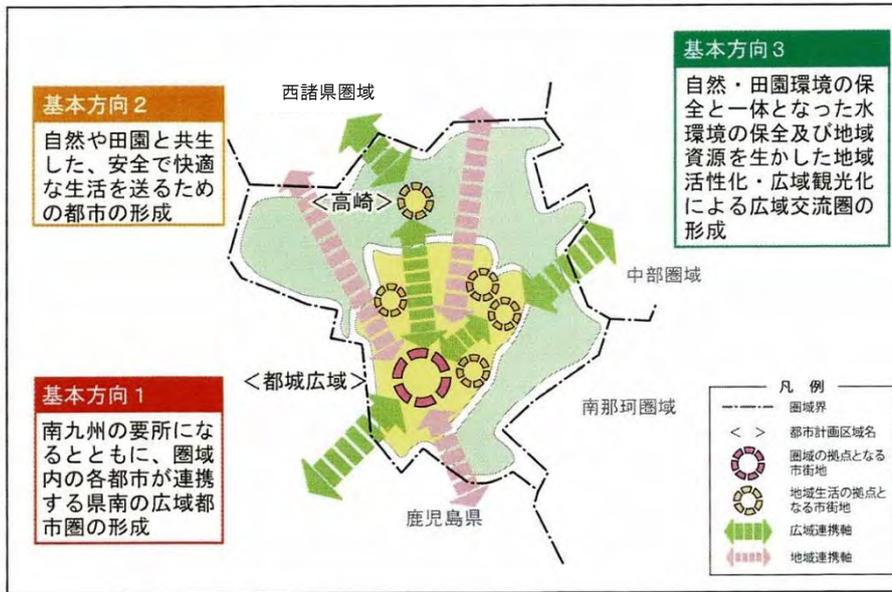
『市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ』

### 【まちづくりの基本方針】

- しごと 地の利を活かして雇用を創る
- 暮らし 命と暮らしを守る
- ひと 人間力あふれるひとを育む
- まち 圏域の中心としての魅力を築く

### ③「北諸県圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の基本的な考え方

北諸県圏域は、旧高崎町を除く都城市と三股町からなる非線引き都市計画区域である都城広域都市計画区域と旧高崎町からなる非線引き都市計画区域である高崎都市計画区域で構成されており、その広域的なつながりを踏まえ、2つの都市計画区域、2つの市町を一体の圏域と捉え、一体の都市計画区域マスタープランが策定されています。



▲北諸県圏域の都市づくりの基本方向

資料：北諸県圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（宮崎県）

## （４）改訂方針

都城市では、平成 21 年（2009 年）に策定した本計画において、都城市総合計画を踏まえ「としゅとらん都市（まち）～豊かな霧の都に集まる未来～」をまちの将来像として掲げ、まちづくりに取り組んできました。

しかし、目指すべき都市づくりを約 10 年間ですべて実現することは難しく、当初計画で掲げている「まちの将来像」、「まちづくりの理念」、「都市づくりの基本目標」については変更せず、引き続き目指していくものとします。

なお、本計画策定後において、総合計画が改訂され、これまでの基本理念に加えて、「農林畜産業の振興」、「地の利の拡大」、「人間力あふれる子どもたちの育成」の 3 つの宝をより一層輝かすとの方針が示されたこと、土地利用誘導ガイドライン、立地適正化計画の策定や各種施策を行ってきたこと、また、本格的な人口減少時代の到来や都城志布志道路の全線開通が見えてきたことを踏まえ、今後は、さらなる効率的・効果的なまちづくりの推進を図るため、「まちづくりの重点戦略」を設定するとともに内容を見直していきます。

改訂にあたっては、都市の現状や市民意向、高校生の意向などを踏まえるとともに、国や県などの新たな施策・方針の変化や都城市の行政計画の最上位計画である「第二次都城市総合計画」、その他関連計画を踏まえ、改訂を行います。